廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する規則

題名改正[平成17年規則7号]

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 一般廃棄物処理施設(第2条—第10条の3)

第3章 産業廃棄物処理業(第11条—第32条)

第4章 産業廃棄物処理施設(第33条—第39条)

第5章 雑則(第40条—第47条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の実施のため、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

- 第2条 法第8条第2項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、法第8条第3項及び省令第3条第5項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 配置図
 - (2) 最終処分場にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 埋立地の求積図

- イ 土地の登記事項証明書その他の申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
 - 一部改正[平成10年規則64号・12年56号・13年78号・17年19号]

(縦覧の告示)

- 第2条の2 知事は、法第8条第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示をしようとするときは、法 第8条第4項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。
 - (1) 縦覧期間
 - (2) 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (3) 一般廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができること。
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める事項 追加[平成10年規則64号]

(一般廃棄物処理施設の設置の許可)

第2条の3 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置 (変更)許可証(様式第1号の2)を交付するものとする。

追加[平成13年規則78号]

- (一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)
- 第2条の4 省令第4条の4第1項の申請書の様式は、様式第1号の3のとおりとする。

追加[平成13年規則78号]

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の確認)

- 第3条 知事は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設が法第8条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、当該一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者に一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査確認証(様式第2号)を交付するものとする。
 - 一部改正[平成10年規則64号・13年78号]
 - (一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)
- 第3条の2 省令第4条の4の2の申請書の様式は、様式第2号の2のとおりとする。

追加[平成23年規則21号]

- (一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)
- 第3条の3 省令第4条の4の4の書面の様式は、様式第2号の3のとおりとする。

追加[平成23年規則21号]

(報告)

第3条の4 省令第4条の17の報告書の様式は、様式第2号の4のとおりとする。

追加[平成13年規則78号]、一部改正[平成23年規則21号]

- (一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)
- 第4条 省令第5条の3第1項の申請書の様式は、様式第2号の5のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、法第9条第2項において準用する法第8条第3項に規定する書類及び省令第5条の3第3項に規定する書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る第2条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成10年規則64号・13年78号・23年21号]
 - (一般廃棄物処理施設の変更の許可)
- 第4条の2 知事は、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置 (変更)許可証を交付するものとする。

追加[平成13年規則78号]

- (一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)
- 第5条 省令第5条の4の2第1項の届出書の様式は、様式第2号の6のとおりとする。
- 2 一般廃棄物処理施設の廃止に係る前項の届出書には、当該一般廃棄物処理施設の許可証を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成10年規則64号・13年78号・23年21号]
 - (一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)
- 第6条 省令第5条の5第1項の届出書の様式は、様式第2号の7のとおりとする。
- 2 前項の届出書には、省令第5条の5第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他の知事が必要と 認める書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成13年規則78号:23年21号]
 - (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)
- 第6条の2 省令第5条の5の2第1項の申請書の様式は、様式第2号の8のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、省令第5条の5の2第2項に規定する書類及び図面のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
 - (2) 跡地利用計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 追加[平成10年規則64号]、一部改正[平成13年規則78号・23年21号・30年32号]
- 第6条の2の2 省令第5条の5の2の2第1項の申請書の様式は、様式第2号の8の2のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、省令第5条の5の2の2第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
 - (2) 跡地利用計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 追加[平成30年規則32号]

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第6条の3 知事は、一般廃棄物の最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、第6条の2第1項及び前条第1項の申請書を提出した者に一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認証(様式第2号の9)を交付するものとする。

追加[平成10年規則64号]、一部改正[平成13年規則78号・23年21号・30年32号]

(一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出)

第6条の3の2 省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書の様式は、様式第2号の9の2のとおりとする。

追加[令和元年規則27号]

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第6条の4 省令第5条の5の5第1項の申請書の様式は、様式第2号の10のとおりとする。

追加[平成23年規則21号]

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定)

第6条の5 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証(様式第2号の11)を交付するものとする。

追加[平成23年規則21号]

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の休廃止等の届出)

第6条の6 省令第5条の5の10第1項の届出書の様式は、様式第2号の12のとおりとする。

追加[平成23年規則21号]

(報告)

第6条の7 省令第5条の5の11第1項の報告書の様式は、様式第2号の13のとおりとする。

追加[平成23年規則21号]

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

- 第7条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第2号の14)により行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、法第9条の3第1項に規定する書類及び省令第5条の6第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 配置図
 - (2) 最終処分場にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 埋立地の求積図

- イ 土地の登記事項証明書その他の申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
 - 一部改正[平成10年規則64号・13年78号・17年19号・23年21号]

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

- 第8条 省令第5条の8第1項の届出書の様式は、様式第2号の15のとおりとする。
- 2 前項の届出書には、省令第5条の8第2項に規定する書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る前条第2項各 号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成10年規則64号・13年78号・23年21号]

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第8条の2 省令第5条の9の2第1項の届出書の様式は、様式第2号の6のとおりとする。

追加[平成13年規則78号]、一部改正[平成23年規則21号・30年32号]

(市町の設置に係る一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

- 第9条 省令第5条の10第1項の届出書の様式は、様式第2号の7のとおりとする。
- 2 前項の届出書には、省令第5条の10第2項において準用する省令第5条の5第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他の知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成13年規則78号 23年21号]

(市町の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

- 第9条の2 省令第5条の10の2第1項の申請書の様式は、様式第2号の8のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、省令第5条の10の2第2項において準用する省令第5条の5の2第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
 - (2) 跡地利用計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 追加[平成13年規則78号]、一部改正[平成23年規則21号・30年32号]
- 第9条の3 省令第5条の10の2の2第1項の申請書の様式は、様式第2号の8の2のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、省令第5条の10の2の2第2項において準用する省令第5条の5の2の2第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
 - (2) 跡地利用計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 追加[平成30年規則32号]

(市町の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第9条の4 知事は、市町の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の状況が法第9条の3第11項において準用する法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、第9条の2第1項及び前条第1項の申請書を提出した市町に一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

追加[平成30年規則32号]

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

- 第9条の5 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第2号の15の2)により行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、法第9条の3の3第1項に規定する書類及び省令第5条の10の4第2項に規定する書類及び図面のほか、 次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 配置図
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面 追加[平成30年規則32号]

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

- 第9条の6 省令第5条の10の10において準用する省令第5条の8第1項の届出書の様式は、様式第2号の15の3のとおりとする。
- 2 前項の届出書には、省令第5条の10の10において準用する省令第5条の8第2項(第3号に係る部分を除く。)に規定する書類 及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る前条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

追加[平成30年規則32号]

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第9条の7 省令第5条の10の12において準用する省令第5条の9の2第1項の届出書の様式は、様式第2号の15の4のとおりと する。

追加[平成30年規則32号]

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第10条 省令第5条の11第1項の申請書の様式は、様式第2号の16のとおりとする。

全部改正[平成13年規則78号]、一部改正[平成23年規則21号]

(合併又は分割の認可の申請)

第10条の2 省令第5条の12第1項の申請書の様式は、様式第2号の17のとおりとする。

追加[平成13年規則78号]、一部改正[平成23年規則21号]

(相続の届出)

第10条の3 省令第6条第1項の届出書の様式は、様式第2号の18のとおりとする。

追加[平成13年規則78号]。一部改正[平成23年規則21号]

第3章 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物の再生輸送の指定)

第11条 知事が別に定める産業廃棄物を再生利用する目的で、当該産業廃棄物を排出する事業者から原則として無償で引き取り、それのみの収集又は運搬を業として行う者は、省令第9条第2号に規定する知事の指定を受けた者とする。

(産業廃棄物の再生輸送の個別指定の申請)

- 第12条 前条に定める場合のほか、省令第9条第2号に規定する知事の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した 再生輸送(再生活用)個別指定申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 再生輸送(再生利用のための産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)の目的
 - (5) 再生輸送の方法
 - (6) 取引関係
 - (7) 事業開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、省令第9条の2第2項第1号から第5号まで及び第8号から第14号までに規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図
 - (2) 取引関係を記載した書類
 - (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - (4) 再生活用(再生輸送を除く再生利用をいう。以下同じ。)を業として行う者との委託関係を記載した書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
 - 一部改正[平成13年規則78号:23年21号]

(産業廃棄物の再生輸送の個別指定の基準等)

- 第13条 知事は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、再生輸送の個別指定をしてはならない。
 - (1) 産業廃棄物を原則として無償で引き取ること。
 - (2) 産業廃棄物の再生活用を業として行おうとする者が自ら再生輸送を行い、又は産業廃棄物の再生活用を業として行う者の 委託に基づく再生輸送を行うこと。
 - (3) 再生輸送の用に供する施設、人員等が省令第10条第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。
 - (4) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - (5) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - (6) 申請者が第22条の規定により再生輸送の個別指定を取り消された場合には、その取消しの日から5年を経過していること。
- 2 知事は、再生輸送の個別指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 一部改正[平成13年規則78号・16年35号]

(産業廃棄物の再生輸送個別指定証)

- 第14条 知事は、再生輸送の個別指定をしたときは、再生輸送(再生活用)個別指定証(様式第4号)を交付するものとする。 (産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)
- 第15条 省令第9条の2第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 2 法第14条第1項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類又は図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。
 - 一部改正[平成12年規則56号]
 - (産業廃棄物の再生活用の指定)

- 第16条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第32条を除き、以下同じ。)で、知事が別に定めるものを再生活用する目的で、当該産業廃棄物を排出する事業者から原則として無償で引き取り、それのみの処分を業として行う者は、省令第10条の3第2号に規定する知事の指定を受けた者とする。
 - 一部改正[平成12年規則56号]

(産業廃棄物の再生活用の個別指定の申請)

- 第17条 前条に定める場合のほか、省令第10条の3第2号に規定する知事の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した再生輸送(再生活用)個別指定申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 再生活用の目的
 - (5) 再生活用の方法
 - (6) 取引関係
 - (7) 事業開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、省令第9条の2第2項第8号から第14号まで並びに第10条の4第2項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - (1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図
 - (2) 取引関係を記載した書類
 - (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - (4) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 再生輸送を委託する場合にあっては、当該委託関係を記載した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
 - 一部改正[平成13年規則78号:23年21号]

(産業廃棄物の再生活用の個別指定の基準等)

- 第18条 知事は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、再生活用個別指定をしてはならない。
 - (1) 産業廃棄物を原則として無償で引き取ること。
 - (2) 産業廃棄物の再生活用を確実に遂行するための施設、人員等が備わっていること。
 - (3) 引き取った産業廃棄物は、すべて再生活用の用に供すること。
 - (4) 産業廃棄物を排出する事業者及び産業廃棄物の再生活用を業として行おうとする者間の取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - (5) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - (6) 再生活用において生ずる廃棄物の処理を確実に遂行できること。
 - (7) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - (8) 申請者が第22条の規定により再生活用個別指定を取り消された場合には、その取消しの日から5年を経過していること。
- 2 知事は、再生活用個別指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 一部改正[平成13年規則78号・16年35号]

(産業廃棄物の再生活用個別指定証)

第19条 知事は、再生活用の個別指定をしたときは、再生輸送(再生活用)個別指定証を交付するものとする。

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

- 第20条 省令第10条の4第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図
 - (2) 海洋投入処分を業とする場合にあっては、次の書類及び図面
 - ア 積込港の平面図
 - イ 水域の占用を伴う場合にあっては、その水域の占用許可書の写し

- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 2 法第14条第6項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類又は図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。
 - 一部改正[平成12年規則56号・16年35号]

(再生利用個別指定の事業範囲の変更指定の申請等)

- 第21条 再生輸送の個別指定又は再生活用の個別指定(以下これらを「再生利用個別指定」という。)を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、当該再生利用個別指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、知事の再生利用個別指定の変更指定(以下「変更指定」という。)を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 変更指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した再生利用個別指定変更指定申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 再生利用個別指定の年月日
 - (3) 再生利用個別指定の番号
 - (4) 変更の内容
 - (5) 変更の理由
 - (6) 変更に係る再生利用の方法
 - (7) 変更に係る取引関係
 - (8) 変更予定年月日
- 3 前項の申請書には、再生輸送の個別指定に係る事業の範囲を変更しようとする場合にあっては省令第9条の2第2項第1号から第5号まで及び第8号から第14号までに規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第12条第2項各号に掲げる書類及び図面、再生活用の個別指定に係る事業の範囲を変更しようとする場合にあっては省令第9条の2第2項第8号から第14号まで並びに第10条の4第2項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第17条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 4 第13条の規定は再生輸送の個別指定に係る変更指定について、第18条の規定は再生活用の個別指定に係る変更指定について、第18条の規定は再生活用の個別指定に係る変更指定について準用する。
 - 一部改正[平成13年規則78号:23年21号]

(再生利用個別指定の取消し等)

- 第22条 知事は、再生利用個別指定業者が法若しくは法に基づく処分若しくはこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反する 行為をしたとき、又は法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一部改正[平成8年規則13号・13年78号・16年35号]

(再生利用個別指定に係る事業の廃止等の届出)

- 第23条 再生利用個別指定業者が、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該 廃止又は変更の日から10日以内に再生利用個別指定廃止(変更)届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その業務を行う役員
 - (2) 事務所及び事業場の所在地(住所を除く。)
 - (3) 再生利用の目的
 - (4) 再生利用の方法
 - (5) 取引関係
- 2 前項の届出書には、知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

- 第24条 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の9第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項(第15号に係る部分を除く。)に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第15条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 2 産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の9第1項の申請書には、同条第3項において準用する省令第10条の4第2項(第9号に係る部分を除く。)に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第20条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成23年規則21号]

(産業廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

- 第25条 産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の10第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業の廃止にあっては、当該産業廃棄物収集運搬業の許可証
 - (2) 住所及び省令第10条の10第1項に規定する事項の変更にあっては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第15条第1項第2号に掲げる書類及び図面
- 2 産業廃棄物処分業に係る省令第10条の10第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物処分業の廃止にあっては、当該産業廃棄物処分業の許可証
 - (2) 住所及び省令第10条の10第1項に規定する事項の変更にあっては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第20条第1項第2号及び第3号に掲げる書類及び図面
- 3 省令第10条の10の3及び第10条の10の3の2第1項の届出書の様式は、様式第6号の2のとおりとする。
 - 一部改正[平成12年規則56号·令和元年27号]

(産業廃棄物処理業の休止の届出)

- 第26条 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の全部又は一部を引き続き3月以上休止しようとするときは、その旨を知事 に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による休止の届出は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業休止届出書(様式第7号)を知事に提出して行わなければならない。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

- 第27条 省令第10条の12第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 2 法第14条の4第1項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類又は図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。

一部改正[平成12年規則56号・13年78号]

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

- 第28条 省令第10条の16第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第10条の4第2項(第5号に係る部分を除く。) に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 2 法第14条の4第6項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類又は図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。
 - 一部改正[平成12年規則56号・13年78号・16年35号・23年21号]

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

- 第29条 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の22第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項(第15号に係る部分を除く。)に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第27条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 2 特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の22第1項の申請書には、同条第3項において準用する 省令第10条の4第2項(第5号及び第9号に係る部分を除く。)に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る 前条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成16年規則35号・23年21号]

(特別管理産業廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

- 第30条 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の23第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃止にあっては、当該特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証
 - (2) 住所及び省令第10条の23第1項に規定する事項の変更にあっては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第27条第1項第2号に掲げる書類及び図面
- 2 特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の23第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 特別管理産業廃棄物処分業の廃止にあっては、当該特別管理産業廃棄物処分業の許可証
 - (2) 住所及び省令第10条の23第1項に規定する事項の変更にあっては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第28条第1項第2号に掲げる書類及び図面
- 3 省令第10条の24及び第10条の24の2第1項の届出書の様式は、様式第6号の2のとおりとする。
 - 一部改正[平成12年規則56号・13年78号・令和元年27号]

(特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出)

- 第31条 特別管理産業廃棄物処理業者は、特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を引き続き3月以上休止しようとすると きは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による休止の届出は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業休止届出書を知事に提出して行わなければならない。

(欠格条項の解釈基準)

- 第32条 法第14条第5項第2号若しくは第10項第2号(これらの規定を法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)又は 法第14条の4第5項第2号若しくは第10項第2号(これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による法第7条第5項第4号チの規定に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可が取り消されたことがある者で、許可をしても、当該許可が取り消されるおそれが極めて強いもの
 - (2) 法又は法に基づく処分に違反し、公訴が提起されている者
 - (3) 法又は法に基づく処分に違反し、行政庁の命令又は指導に従わない者で、情状が特に重いもの
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかと実質的に同一性が認められる者
 - (5) 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年兵庫県条例第9号)第21条第2項の規定による公表を受けた者で、前各号に掲げる者と同程度以上的確な業の遂行を期待し得ないと市町長(産業廃棄物の積替施設

及び処理施設の設置又は構造若しくは規模の変更により生活環境に著しい影響を受けると認められる区域を管轄する市町長に限る。) が認めるもの

- (6) 前各号に掲げる者のほか、その資質及び社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかであると認められる者
 - 一部改正[平成16年規則35号·令和元年27号]

第4章 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

- 第33条 法第15条第2項の申請書には、同条第3項及び省令第11条第6項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 配置図
 - (2) 最終処分場にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 埋立地の求積図
 - イ 土地の登記事項証明書その他の申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
 - 一部改正[平成10年規則64号・12年56号・17年19号]

(縦覧の告示)

- 第33条の2 知事は、法第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示をしようとするときは、法第15条第4項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。
 - (1) 縱覧期間
 - (2) 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (3) 産業廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 追加[平成10年規則64号]、一部改正[平成16年規則35号・23年21号]

(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の確認)

- 第34条 知事は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により産業廃棄物処理施設が法第15条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、当該産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者に一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査確認証を交付するものとする。
 - 一部改正[平成10年規則64号・16年35号・23年21号]

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第34条の2 法第15条の2の5の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等届出書(様式 第8号)により行わなければならない。

追加[平成16年規則35号]、一部改正[平成23年規則21号]

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

- 第35条 省令第12条の9第1項の申請書には、法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項に規定する書類及び 省令第12条の9第3項に規定する書類及び図面のほか、産業廃棄物処理施設の変更に係る第33条各号に掲げる書類及び図 面を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成10年規則64号・13年78号・16年35号・23年21号]

(産業廃棄物処理業等に係る許可を伴う産業廃棄物処理施設に係る許可の申請時期の特例)

第36条 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項に規定する許可(以下この条において「産業廃棄物処理業等に係る許可」という。)の申請をしようとする者で、当該申請に係る法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項に規定する許可(以下この条において「産業廃棄物処理施設に係る許可」という。)の申請をしようとするものは、産業廃棄物処理業等に係る許可の申請を産業廃棄物処理施設に係る許可の申請の前にしなければならない。

一部改正[平成10年規則64号・16年35号・23年21号]

(産業廃棄物処理施設に係る廃止の届出)

- 第37条 産業廃棄物処理施設の廃止に係る省令第12条の10の2第1項の届出書には、当該産業廃棄物処理施設の許可証を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成10年規則64号]

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第38条 省令第12条の11第1項の届出書には、同条第2項において準用する省令第5条の5第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他の知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

- 第38条の2 省令第12条の11の2第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類
 - (2) 跡地利用計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 追加[平成10年規則64号]、一部改正[平成13年規則78号]

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第38条の3 知事は、産業廃棄物の最終処分場の状況が法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項に規定する 技術上の基準に適合していることを確認したときは、省令第12条の11の2第1項の申請書を提出した者に一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

追加[平成10年規則64号]、一部改正[平成13年規則78号・16年35号・23年21号]

(産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出)

第39条 省令第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項の届出書の様式は、様式第8号の2のとおりとする。

全部改正[令和元年規則27号]

第5章 雑則

(再生利用個別指定業者の帳簿の備付け)

- 第40条 再生利用個別指定業者は、帳簿を備え、再生利用個別指定に係る事業について知事が別に定める事項を記載しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、知事の定めるところにより保存しなければならない。
- 第41条 削除

削除[平成13年規則78号]

(届出台帳の閲覧請求)

- 第42条 法第19条の12第3項に規定する請求は、最終処分場台帳閲覧請求書(様式第9号)により行わなければならない。
 - 一部改正[平成10年規則64号・16年35号・17年31号・30年32号]

(廃棄物再生事業者の登録)

- 第43条 政令第17条第1項の申請書の様式は、様式第10号とする。
 - 一部改正[平成13年規則78号・17年31号]

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第44条 省令第16条の4の証明書の様式は、様式第11号とする。

(廃棄物再生事業者の登録事項の変更の届出)

- 第45条 政令第20条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(様式第12号)により行わなければならな
 - 一部改正[平成13年規則78号・17年31号]

(廃棄物再生事業者の登録事業場の廃止等の届出)

- 第46条 政令第21条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止、再開)届出書(様式第13号)により行い、 事業場の廃止にあっては、廃棄物再生事業者登録証明書を添付しなければならない。
 - 一部改正[平成13年規則78号・17年31号]

(事故時の措置の届出)

第46条の2 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設事故届出書(様式第14号)により行わなければならない。 追加[平成17年規則31号]

(書類の提出部数及び経由機関)

第47条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数及び経由機関は、次の表のとおりとする。

提出書類	提出部数	経由機関
一般廃棄物処理施設設置許可申請書	1通(焼却施設又は最終処分場に係る ものにあっては、2通)	施設の所在地を管轄する県民局長(県民センターにあっては、県民センター
		長。以下同じ。)
一般廃棄物処理施設使用前検査申請 書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設定期検査申請書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
特定一般廃棄物最終処分場状況等報 告書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	1通(焼却施設又は最終処分場に係る ものにあっては、2通)	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出 書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分 終了届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
	 1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設設置届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設変更届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
非常災害に係る一般廃棄物処理施設 設置届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
非常災害に係る一般廃棄物処理施設 変更届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
非常災害に係る一般廃棄物処理施設 軽微変更等届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設譲受け(借受け) 許可申請書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設設置法人合併 (分割)認可申請書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物処理施設設置者相続届出 書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物事業場外保管変更届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理計画書	1通	事業所の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	1通	事業所の所在地を管轄する県民局長
特別管理産業廃棄物事業場外保管届 出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
特別管理産業廃棄物事業場外保管変 更届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃 止届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長

1通	事業所の所在地を管轄する県民局長
1通(特別管理産業廃棄物に係るもの にあっては、2通)	事業所の所在地を管轄する県民局長
1通	事業所の所在地を管轄する県民局長
_ · ~ 	施設の所在地を管轄する県民局長(施
	設を伴わない場合にあっては、産業廃
l	棄物収集運搬業を行う区域を管轄する
1	果民局長)
1 選	施設の所在地を管轄する県民局長(施
1,155	設を伴わない場合にあっては、産業廃
l	乗物収集運搬業を行う区域を管轄する
	県民局長)
1通	施設の所在地を管轄する県民局長(施
l	設を伴わない場合にあっては、産業廃
l	棄物収集運搬業を行う区域を管轄する
	県民局長)
1通	施設の所在地を管轄する県民局長(施
l	設を伴わない場合にあっては、産業廃
1	棄物収集運搬業を行う区域を管轄する
l	県民局長)
2通	施設の所在地を管轄する県民局長(施
1	設を伴わない場合にあっては、産業廃
1	棄物の再生輸送を行う区域を管轄する
1	県民局長)
1通	施設の所在地を管轄する県民局長(施
1	設を伴わない場合にあっては、産業廃
l	棄物収集運搬業を行う区域を管轄する
l	県民局長)
2通	施設の所在地を管轄する県民局長
2通	施設の所在地を管轄する県民局長(施
1	設を伴わない場合にあっては、産業廃
l	棄物の再生輸送を行う区域を管轄する
	県民局長)
2通	施設の所在地を管轄する県民局長(施
l	設を伴わない場合にあっては、産業廃
l	棄物の再生輸送を行う区域を管轄する
1	県民局長)
2通(産業廃棄物収集運搬業に係るも	施設の所在地を管轄する県民局長(施
のにあっては、1通)	設を伴わない場合にあっては、産業廃
1	棄物収集運搬業を行う区域を管轄する
1	県民局長)
2通(産業廃棄物収集運搬業に係るも	施設の所在地を管轄する県民局長(施
のにあっては、1通)	設を伴わない場合にあっては、産業廃
l	棄物収集運搬業を行う区域を管轄する
1	県民局長)
2通(産業廃棄物収集運搬業又は特	施設の所在地を管轄する県民局長(施
別管理産業廃棄物収集運搬業に係る	設を伴わない場合にあっては、産業廃
ものにあっては、1通)	棄物収集運搬業又は特別管理産業廃
1	棄物収集運搬業を行う区域を管轄する
l	県民局長)
2通(産業廃棄物収集運搬業又は特	施設の所在地を管轄する県民局長(施
別管理産業廃棄物収集運搬業に係る	設を伴わない場合にあっては、産業廃
ものにあっては、1通)	棄物収集運搬業又は特別管理産業廃
	1通(特別管理産業廃棄物に係るものにあっては、2通) 1通 1通 1通 1通 1通 2通 2通 2通 2通 2通 2通(産業廃棄物収集運搬業に係るものにあっては、1通) 2通(産業廃棄物収集運搬業に係るものにあっては、1通) 2通(産業廃棄物収集運搬業に係るものにあっては、1通) 2通(産業廃棄物収集運搬業に係るものにあっては、1通)

		■ 棄物収集運搬業を行う区域を管轄する■ 県民局長)
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 申請書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長(施設を伴わない場合にあっては、特別管理産業廃棄物収集運搬業を行う区域
特別管理産業廃棄物処分業許可申請 書	2通	を管轄する県民局長) 施設の所在地を管轄する県民局長
ー 特別管理産業廃棄物処理業の事業範	2通(特別管理産業廃棄物収集運搬	施設の所在地を管轄する県民局長(施
囲変更許可申請書	業に係るものにあっては、1通) 	設を伴わない場合にあっては、特別管理産業廃棄物収集運搬業を行う区域を管轄する県民局長)
特別管理産業廃棄物処理業廃止(変	2通(特別管理産業廃棄物収集運搬	施設の所在地を管轄する県民局長(施
更)届出書	業に係るものにあっては、1通)	設を伴わない場合にあっては、特別管理産業廃棄物収集運搬業を行う区域 を管轄する県民局長)
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 等(産業廃棄物処分業者設置施設(産 業廃棄物処分業又は特別管理産業廃 棄物処分業の許可を受けた者が設置 する施設をいう。以下この表において 同じ。)及び政令第7条の2に規定する	施設の所在地を管轄する県民局長
	施設をいう。以下この表において同 じ。)以外の施設に係るものにあって は、1通)	
産業廃棄物処理施設使用前検査申請 書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設定期検査申請書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
特定産業廃棄物最終処分場状況等報 告書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設において処理す る一般廃棄物の種類等届出書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 等以外の施設に係るものにあっては、 1通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出 書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分 終了届出書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物の最終処分場の廃止確認 申請書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設設置者欠格要件 該当届出書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物熱回収施設設置者認定申 請書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長

産業廃棄物熱回収施設休廃止等届出 書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物熱回収報告書 	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設譲受け(借受け) 許可申請書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設設置法人合併 (分割)認可申請書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物処理施設設置者相続届出 書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設 以外の施設に係るものにあっては、1 通)	施設の所在地を管轄する県民局長
土地の形質の変更届出書	2通	指定区域の所在地を管轄する県民局 長
有害使用済機器保管等届出書	1通	有害使用済機器の保管又は処分を業 として行おうとする区域を管轄する県民 局長
有害使用済機器保管等変更届出書	1通	有害使用済機器の保管又は処分を業 として行おうとする区域を管轄する県民 局長
有害使用済機器保管等廃止届出書	1通	有害使用済機器の保管又は処分を業 として行おうとする区域を管轄する県民 局長
最終処分場台帳閲覧請求書	2通	施設の所在地を管轄する県民局長
廃棄物再生事業者登録申請書	2通(保健所を設置する市にあっては、 1通)	施設の所在地を管轄する県民局長(保健所を設置する市にあっては、直接)
廃棄物再生事業者登録事項変更届出	2通(保健所を設置する市にあっては、	施設の所在地を管轄する県民局長(保
書	1通)	健所を設置する市にあっては、直接)
廃棄物再生事業者登録事業場廃止 	2通(保健所を設置する市にあっては、	施設の所在地を管轄する県民局長(保
(休止、再開)届出書	1通)	健所を設置する市にあっては、直接)
特定処理施設事故届出書	2通	施設の所在地を管轄する県民局長

一部改正[平成7年規則27号·10年64号·13年78号·16年35号·17年31号·23年21号·26年19号·30年32号·令和元年27号]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年7月4日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年兵庫県規則第14号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(優良基準適合確認申請書の提出部数及び経由機関)

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成23年環境省令第1号)附則第12条第1項(附則 第15条、第18条及び第21条において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する書類の提出部数及び経由機関は、 次の表のとおりとする。

提出書類	提出部数	経由機関
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処	2通(産業廃棄物収集運搬業又は特	施設の所在地を管轄する県民局長(施
理業優良基準適合確認申請書	別管理産業廃棄物収集運搬業に係る ものにあっては、1通)	設を伴わない場合にあっては、産業廃 棄物収集運搬業又は特別管理産業廃

棄物収集運搬業を行う区域を管轄する 県民局長)

追加[平成23年規則21号]

附 則(平成7年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年6月30日規則第44号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成10年6月16日規則第64号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第56号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第78号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「第3条第6項」を「第3条第5項」に改める部分に限る。)、第3条の改正規定、第5条の改正規定(見出しを改める部分及び「第5条の4の2」を「第5条の4の2第1項」に改める部分に限る。)、第7条の改正規定(「第5条の6第3項」を「第5条の6第2項」に改める部分に限る。)、第12条第2項、第13条第1項第5号及び第6号並びに同条第2項、第17条第2項、第18条第1項第7号及び第8号、第21条第3項、第22条並びに第27条第1項の改正規定、第28条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする改正規定、第30条第2項第2号及び第35条の改正規定、第38条の2第1項を削る改正規定、第38条の2第2項及び第38条の3の改正規定、第39条を削る改正規定並びに第41条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務 を定める規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務 を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第58号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年3月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第42条の改正規定及び第47条の表産業廃棄物処理施設設置者相続届出書の項の次に土地の形質の変更届出書の項を加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第21号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成30年3月30日規則第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和元年12月13日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号、様式第2号の4、様式第2号の5、様式第2号の15の2、様式第2号の16及び様式第2号の18については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号、様式第2号の4、様式第2号の5、様式第2号の15の2、様式第2号の16及び様式第2号の18(以下「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則(令和3年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規 則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定(以下この項において 「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

		Ħ	請者	1王所()	佐人に	めっては、	. 王7	てる事務所	0)附在地)
				氏名(法人に	あっては、	. 名和	か及び代表	 者の氏名)
				न 	話())		_	番
一般廃棄	物処理施詢	安の設置の	り場所						
一般廃	棄物処理	は施設の	種類						
一般廃棄物 一般廃棄物	勿処理施設(勿の種類	こおいて処	理する						
着 工	予 定	年 月	日			年	月	目	
	開始 予		月日			年	月		
※ 許	町 の	年 月				年	<u>月</u>		
※ 許	町	番	号					4	
一般廃棄	逐物 処理 舱	指設の処理	里能力	面埋立物	積 容量			m'/日(t/日(m'/時間 t/時間 m')時間
△一般廃	一般廃棄物	勿処理施設	の位置						
棄物処理施設	一般廃棄物 方式	刎処理施設	の処理						
の 位 置、構 造等の	一般廃棄物 及び設備	勿処理施設 	の構造						
投費に	 処理に伴	量							
関する 計画に 係項	が生ずる 排ガス及 び排水	処理方法 の方法(の位置、 等を含む む。)	排氷口						
	できる排力 水の水質者	上達成する ガスの性状 その他の生 に関する数	、放流 活環境						
	その他一般の構造等に	殳廃棄物処 C関する事	理施設項						

(第2面)

△一乗物施 理の管関計係 関計係るに事	排ガスの性物の水質等に、地域の生活のため達成でした数値 排ガスの性物が水質の水質の水質の	oいて周辺 環境の保全 することと 犬及び放流			
項	関する事項				
	その他一般原施設の維持領 あ事項				
	上のための計画 最終処分場でる				
. — —	小生ずる一般	区 分	自家処分	委託処分	
廃棄物の処理 (ごみ処理	ルガカ伝 「施設の場合)	処分方法			
汚泥等♂	D処分方法	区 分	自家処分	委託処分	
(し尿処理	施設の場合)	処分方法			
△埋 立 (最終処分	処 分 の 分場の場合)	計画			
	棄物の搬入及で 対法に関する				

法定代理人(申請者		(法定作	(理)	人が個人	人であ	る場合)		
が法第7条第5項第4号リに規定する未		氏		名		住		所
成年者である場合)								
		(法定f	理	人が法。	人であ!	る場合)		
		名		称		住		所
		法定代	(理)	しである	5法人(の役員		
		氏		名		住		所
役員(申請者が法人 である場合)	Ē	Ę	名			住	所	
発行済株式総数の 100分の5以上の株	多	発行済権 D総数	注 #		株	出資の額		
式を有する株主又は	E	氏 名	又称	保有す 式の数 出資の	たる株 対文は D金額	住		所
5以上の額に相当する出資をかけるという。 も出資をがはしているある。 もははないである。								
る場合において、当 該株主又は出資をし ている者があると								
(いる者がのると き。)								

(第4面)

令第4条の7に規定 する使用人(申請者	氏 名	住	所
いる は は は は は は は は は は は は は は は は は は は			
⁴ 物 口 /			

備考1 ※欄は、記入しないこと。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、 不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、 次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかに する平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙 のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式に例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

全部改正〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成16年規則35号・23年21号・令和元年27号〕

様式第1号の2 (第2条の3、第4条の2関係)

第 号

一般廃棄物処理施設設置 (変更) 許可証

住所(法人にあっては、	主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、	名称及び代表者の氏名)

次の施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により設置又は変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

年 月 日

兵庫県知事

釦

許	可	年	月	日	年 月 日 許可番号
施設の種類及び処理 する一般廃棄物の種 類					
設	置		場	所	
処	理		能	力	
許	可	の	条	件	
留	意		事	項	1 施設の設置又は変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

追加〔平成13年規則78号〕

様式第1号の3(第2条の4関係) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書													
											年	月	日
	兵庫県知事 様												
							申請者		人にあって		事務原	折の所有	E地)
									人にあって			表者の氏	(名)
									舌 ()	<u> </u>			番
許及	可 び				日号		年	月	日	第		号	
設	i	置	場	7	所								

年

年

月

月

日

日

A 4

追加〔平成13年規則78号〕

竣功の年月日

使用開始予定年月日

一般廃棄物 (産業廃棄物) 処理施 設使用前検査確認証

住所	(法人にあっては、	主たる事務所の所在地)
氏名	(法人にあっては、	名称及び代表者の氏名)

次の施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係る同条第2項の 申請書又は同法第15条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画 に適合していることを証します。

年 月 日

兵庫県知事

舡

許	可	年	月	日	年 月 日
許	可		番	号	
施	設	の	種	類	
施	設の	設	置場	所	

一部改正〔平成10年規則64号〕

様式第2号の2(第3条の2関係)	4. 4n ≈W		₩÷+	-11-			
一般廃棄物	7)处理	他议企州	快笡甲誀	昔	h		п
S. E. II. france: I. K.					年	月	日
兵庫県知事 様	小元	(>+ 1)-	キュテル	++	- フェオンタラ	このごか	- 1414 /
中請有	1土7月	(伝入に	あっては	、土八	る事物が	ケッカイ士	:地)
		(注 1 17	あっては	夕形	c 75 75 (4) =	も孝の氏	-A)
	八七	伝入に	めっては	、 <i>1</i> 00	NX O1 (3	文日の八	(4)
		雷話()		····		
		. 					Ж.
一般廃棄物処理施設の設置の場所	斤						
一般廃棄物処理施設の種業	頁						
許可の年月日及び許可番号	클	年	月	日	第	号	
)44 (T. Aoo F. H. Blog E. D.)							A 4
追加〔平成23年規則21号〕							
様式第2号の3 (第3条の3関係) 第 号							
一般廃棄物処	理施部	设定期検査	全 結果通知	書			
	住所	(法人にお	っては、	主たる	5事務所の	の所在地	1)
	氏名	(法人にま	らっては、	名称及	及び代表	者の氏名	1)
京本社の4月7日フィジャ村)2月日ナブル会	ette o A		M 1 TE 0	. С	A+ 041	H)= 0)	v.
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	男83	RO 2 00 2	第1頃0) 正期相	更宜の治力	来につい	· C. O
のとおり通知します。 年 月 日							
4 7 1			兵庫県	1.4n at			Ī
			六甲斤	いず			
一般廃棄物処理施設の設置の場所							
一般廃棄物処理施設の種類							

年

月

年

日

月

第

日

A 4

号

期

П

検

 \mathcal{O}

定

次

許可の年月日及び許可番号

查

検

結

期

の

査

果

限

特定一般廃棄物最終処分場状況等 報告書(年度)

報告者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

兵庫県知事 様

	電話() 番
許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る 放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の 3月31日までに埋立処分された一 般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋 立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理 の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその質定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

	į	電話()	_	番
	氏名	(法人にあ	らっては、	名称及び代表者	の氏名)
申請者	住所	(法人にあ	かっては、	主たる事務所の	所在地)

	廃棄物	処 理 施	嗀								
の設	置	の場	所								
一般廃	棄物処理	施設の種									
許可	· の	年 月	目			年	F	1	目		
許	町	番	뮺								
	一般廃棄	物処理施設	が								
	おいて処	<u>L</u> 理する一角	얦								
	棄物の種	類									
				変	更	後			変	更	前
			mi	/目()辝	晢		m³/	∄ ()時間	
	一般廃棄物処理施設の 処理能力			t	/日()時	間		t/	日 ()時間
				mi	/時間				m³/E	寺間	
変更の				t	/時間				t/	時間	
内容				面 積	Į		m²	面	積		m²
				埋立容量	Ļ	1	m³	埋立	容量		m³
	△一般廃	棄物処理が	皵設								
	の位置	は、構造等の	D設								
	置に関	する計画									
	△一般廃	棄物処理が	铟設								
	の維持	管理に関う	ける								
	計画										
	更の	理	曲								
着工	予 定	年 月	日			年	F	1	目		
使用!	開始 予	定年月	日			年	F	1	目		
※ 許	町 の	年 月	目			年	F	<u></u>	日		
※ 許	町	番	号								

法定代理人(申請者		(法定(代理。	人が個	人であ	る場合	<u>}</u>)				
が法第7条第5項第 4号リに規定する未		氏		名			住			所	
女与りに放足する不 成年者である場合)											
	Н	 (法定(大理 /	 人が決	<u></u> :人であ:		(
	۱	名	4-11/	称			 住			 所	
		-11		1271			<u>—</u>			771	
		3.4×2+++1	(L-m)	r ∽erato	2 44.5	an Artu ⊏					
			7、埋ノ		o法人(
		氏		名		,	住				
役員(申請者が法人	Þ	Ę	名			住					
である場合)											
	_										
発行済株式総数の		8行済	朱式		——— 株	出		の	額		
100分の5以上の株	0	D総数		/rt-#-		'''			P#		
式を有する株主又は 出資の額の100分の		5 名	又		する株 数又は			住		所	
5以上の額に相当す	V	は名	称		める額			压		771	
る出資をしている者											
(申請者が法人であ											
る場合において、当 該株主又は出資をし											
ている者があると											
き。)											

令第4条の7に規定 する使用人(申請者	氏	名	住	所
に当該使用人がある 場合)				

- 備考1 ※欄は、記入しないこと。
 - 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
 - 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令 第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
 - 4 △町の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙の とおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
 - 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄につい ては、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例 により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の 支配力を有するものと認められる者を含む。

追加〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成16年規則35号・23年21号・令和元年27号〕

様式第2号の6 (第5条、第8条の2関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届

出書

年 月 日

兵庫県知事	様

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人又は市町にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話() 一番

一般原	至棄物処理施設	の名称						
一般廃	棄物処理施設の設置	置の場所						
一般廃棄物処理施設の種類								
許可の年月日及び許可番号又は届出の		年	月	日	第	号		
年月日			,	/ 1	Н	713		
	△軽 微 な	変更						
	氏名又は名称及び	住所並び						
	に法人にあっては	、その代						
	表者の氏名の変更							
	△規則第5条の4に	掲げる事						
変更の	項の変更(同条第	6 号関係						
内 容	を除く。)							
7.74	規則第5条の4第6	号に掲げる	る事項					
	氏 名		住			所		
皮山井	1 ノ 炑 休 山 フ 炓 面目	国の理由	(14€1F°	1416.	田間の別)			
廃止石	しくは休止又は再開	州の理田	(BEIL .	小正.	再開の別)			
廃止若しくは休止又は再開の年月日						年	月	日

- 備考1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 2 「規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第2号の7	(第6条、	第9条関係)					
(表面)		一般廃棄	物の最終処分場 出書	易の埋立処			
					年	月	日
兵庫県知事	¥	様					

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は市町にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話() — 番

施設の廃止までの間 の管理予定者及びそ の連絡先						
設 置 場 所						
許可の年月日及び許 可番号又は届出の年 月日	年	月	日	第	号	
埋立地の面積、埋立 ての深さ及び覆土の 厚さ	面 積	埋立て m ^²	ての深さ m		覆土の厚さ	m

A 4

(裏面)

(定田)							
埋立処分の方法							
埋立処分開始年月日			年	月	日		
埋立処分終了年月日			年	月	日		
	種	類	数	量(n	n³)	性	状
11111 としてと 皮が休み							
埋め立てた廃棄物の							
種類、数量及び性状							

追加〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成23年規則21号〕

/ =	-	_	• 1
-	-	поп	
		101	

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は市町にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話() 一番	電話() –	番
----------	-----	-----	---

設 置 の 場 所				
許可の年月日及び許可番号又は	年	月 日	第	号
届出の年月日	'	/ , F	77	.,
	種	類	数	量 (㎡)
埋め立てた一般廃棄物の種類及 び数量				
埋立地の面積及び埋立ての深さ				
埋 立 処 分 の 方 法				
埋立処分開始年月日		年 月	月 日	
埋立処分終了年月日		年 月	月 日	
悪臭の発散の防止に関する措置 の内容				
火災の発生の防止に関する措置				
の内容				
ねずみの生息及び害虫の発生の 防止に関する措置の内容				
地下水等の水質の状況				

,	w	ò	_	-
(,	푯	ş,	怕	П

埋立地の保有水等の水質の 状況	
埋立地からのガスの発生の 状況	
埋立地の内部及び周辺の地 中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

- 備考1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
 - 2 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有 水等をいう。
- 3 **覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。** 追加〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成23年規則21号〕

様式第2号の8の2 (第6条の2の2、第9条の3関係)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

									年	月	日
兵庫県知事	様										
		申請者	住所	(法	人にあ	っては、	主たる。	事務所の所	行在地)		
			氏名	(法	人又は「	市町にま	っっては、	名称及び	代表者	の氏名)
			1	電話	()		-		番

設 置 の 場 所						
許可の年月日及び許可番号又は届 出の年月日	年	月	日	第	号	
埋め立てた水銀処理物の数量						(m³)
埋立地の面及び埋立ての深さ						
埋 立 処 分 の 方 法						
埋立処分開始年月日		年	月	日		
埋立処分終了年月日		年	月	日		
悪臭の飛散の防止に関する措置の 内容						
火災の発生の防止に関する措置の 内容						
ねずみの生息及び害虫の発生の防 止に関する措置の内容						
地下水等の水質の状況						
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強 度						
一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置の内容						

- 備考1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定め る省令(以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等 をいう。
 - 2 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。
 - 3 一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規 定により一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置をいう。

様式第2号の9 (第6条の3、第9条の4、第38条の3関係) 第
一般廃棄物(産業廃棄物)最終処 分場廃止確認証
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人又は市町にあっては、名称及び代表者の氏名)
次の最終処分場の状況は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを証します。 年 月 日 兵庫県知事 回
許可又は届出の年月日 年 月 日
許 可 番 号
最終処分場の種類
最終処分場の設置場所

追加〔平成10年規則64号〕、一部改正〔平成13年規則78号・23年21号・30年32号〕

様式第2号の9の2 (第6条の3の2関係) 一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者	住所	(法人)	こあっ゛	ては、	主たる事務所の所在地)	
	氏名	 (法人)	 (あっ`	 ては、	名称及び代表者の氏名)	
		電話	()	— :	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項又は第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	般廃	棄物	勿処	理力	拖設	· ග	設计	置() 場	所						
1	般	究 棄	€物	処	理	施	設	Ø	種	類						
許	町	の 年	三月	日	及	び	許	时	番	号	年	月	日	第	号	
該	*	, ,	ŧ	ठ	欠		榕	里	Ę	件						
l .	格里体的			該自	当 す	۶.	; (C	至	7	た						
欠	格要	件に	該	当す	るし	こ至		たな	丰月	目		年	月	目		

A 4

追加〔令和元年規則27号〕

様式第2号の10 (第6条の4関係)

/=	₩.	7
17	6	ПĦП
13	^	щ

一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者	住所	(法人にあっては、	主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人にあっては、	名称及び代表者の氏名)

電話() 一番

熱回収施	〕設の設置の場所	
※認 定	の 年 月 日	年 月 日
※認	定 番 号	
熱回収に必	設備の種類及びその	
要な設備に	設備の能力	
関する事項		
	△設備の位置、構造	
	等の設置に関する	
	計画	
	△設備の維持管理に	
	関する計画	
熱回収の内	熱回収施設において	
容に関する	処分する一般廃棄物	
計画	の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許 可	の 年 月 日	年 月 日 第 号
及び	許 可 番 号	T 71 H 37 7

(裏面)

- 備考1 ※欄は、記入しないこと。
 - 2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
 - 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール/時)を記載し、複数の設備がある場合は、それぞれの能力を記載すること。
 - 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における 当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
 - 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を 記入すること。
 - 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5 第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

追加〔平成23年規則21号〕

様式第2号の11 (第6条の5関係)

第 号

一般廃棄物熱回収施設設置者認定証

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

兵庫県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱 回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

年 月 日

				大 冲
認	定の	年 月	日	年 月 日
認	定の有	効 年 月	日	年 月 日
認	定	番	号	
熱	回収施設の	設置の場	易所	
熱	回 収	の方	法	
熱	回収に必	必要な影	计備	
熱	回	収	率	%
留	意	事	項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休房止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅れなく届け出ること。

印

様式笙	2号の12	(第6条	の6関係
יוא דרי אוי	_ ¬ U L		∨

6 関係) 一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話() 番

熱回収施設の設置	置の場所								
認定の年月日及び		年	月	日	第		号		
熱回収を行わな くなったとき。	理由								
	年月日			年	月		日		
廃止し、若しく は休止し、又は	理由	(廃止・休	止•	再開の	別)				
再開したとき。	年月日			年	月		日		
熱回収に必要な 設備を変更した とき。	△変更の内容								
	理由								
	年月日			年	月		日		

- 備考1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

A 4

追加〔平成23年規則21号〕

様式筆	2号の13	(第6条の	7 関係)
リベムしカ		1 711 U 1 V V J	

一般廃棄物熱回収報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話() 番

認及	定 び	の認	年定	月 番	日号	年	月	日	第	号
の年間	年4月 間の熱回収	1日から 【率		年3月31日	目まで			%		

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第 1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

A 4

追加〔平成23年規則21号〕

ø		-	
(忢	nén	١.
v	1X	ш	/

一般廃棄物処理施	面設設置届出書
----------	---------

年 月 日

届出者	住 所			
	名 称			
	代表者の氏名			
	電話() 一 番			

一般廃棄	物処理施設	設の設し	置の場	所				
一般廃	棄物処理	とした とうない とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう おいし おいし おいし おいし おいし しんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	の種	類				
一般廃棄物	め処理施設!	こおいて	処理す	-る				
一般廃棄物	勿の種類							
着 工	予 定	年	月	日		年	月	日
使用胃	開 始 予	定年	月	日		年	月	日
※届 と	出 の	年	月	日		年	月	日
							m³/日	() 時間
							t / 目(() 時間
40				. ,			m²/時間	1
一般廃棄	手物 処 理 施	設の外	1.理能	力			t /時間	-
					面 積		m²	
					埋立容量		m³	
	一般廃棄物	勿処理施	設の位	7.置				
	一般廃棄物	勿処理施	設の処	理				
	方式							
△一般廃	一般廃棄物	勿処理施	設の様	造				
棄物処	及び施設							
理施設			量					
の位	処理に伴	処理方	法(排	丰出				
置、構	い生ずる	の方法	(排力	ζ口				
造等の	排ガス及	の位置	、排出	先				
設置に	び排水	等を含	む。) を	含:				
関する		む。)						
計画に	設計計算」	ること	が					
係る事	できる排ガスの性状、放流							
項	水の水質	その他の	生活環	環境				
	への負荷に	に関する	数值					
	その他一般	设廃棄物	処理が	設				
	の構造等に	に関する	事項					

(裏面)

(多年田)					
	排ガスの性料				
△一般廃	の水質等について周辺				
棄物処	地域の生活現	環境の	保全		
理施設	のため達成で	けるこ	とと		
の維持	した数値				
管理に	排ガスの性粘	犬及び	放流		
関する	水の水質の液	則定頻	度に		
計画に	関する事項				
係る事	その他一般層	E棄物	処理		
項	施設の維持管理に関す				
	る事項				
△災害防」	上のための計画	町(一	般廃		
棄物の最	最終処分場では	ある場	合)		
処理に伴い 廃棄物の処	、生ずる一般 1.公方法	区	分	自家処分	委託処分
	施設の場合)	処分	方法		
汚泥等σ) 処分方法	区	分	自家処分	委託処分
(し尿処理	(し尿処理施設の場合) 処分方法		方法		
△埋 立	処分の	計	画		
(最終処分	分場の場合)				
△一般廃棄	美物の搬入及で	が搬出	の時		
間及び力	方法に関する	阿			

- 備考1 ※欄は、記入しないこと。
 - 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分 場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別 を括弧書きすること。
 - 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不 燃ごみ等の種類を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
 - 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

追加〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成23年規則21号〕

	一般廃棄物學	処理施設変	変更な	届出書				
					年	月	日	
兵庫県知事	様	日山本	<i>H</i> -	ac				
		届出者	1土	PT				
			名	称				
			代表	長者の氏名				
			電話	舌 ()			番	

一般廃棄物処理施設の設置の場所																
一般廃棄物処理施設の種類																
届	ŀ	H	の		年	J	月	日			年	月	日			
一般廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類																
									変	更	後	変	更		前	
変更	変更の 一般廃棄物処理施設の処理能 力				m³/	日日一時間)時間)時間	m³, t, m³,	月 日 日 一 日 一 時 間 一 同 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門)	時間					
内	容								面 積 埋立容量			面 積 埋立容量				m² m³
.,	ч	△一般廃棄物処理施設の位 置、構造等の設置に関す る計画)位 引す									
△一般廃棄物処理施設の維持 管理に関する計画																
変		更		の		理		由								
着	I		予	定	年		月	日			年	月	日			
使	用	開	始	予	定	年	月	日			年	月	日			

- 備考1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入 すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
 - 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかに する平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくは ばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
 - 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と 記載し、別紙を添付すること。
 - 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

	氏名	(法人)	にあっ	ては、	名称及び代表者の	の氏名)
		電話				 番

一般廃棄	物処理施設	との設置の場	計	
一般廃	棄物 処理	施設の種	類	
一般廃棄物 廃棄物の種類		いて処理する-	一般	
着 工	予 定	年 月	甘	年 月 日
使 用 開	9 始 予	定 年 月	甘	年 月 日
※届 と	出 の	年 月	目	年 月 日
一般廃棄	物処理施	設の処理能	力	m²/目()時間 t/日()時間 m²/時間 t/時間
△一般廃	一般廃棄物	物処理施設の値	立置	
乗物処理施設 の位置、	一般廃棄物 式	処理施設の処理	里方	
構造等の設置	一般廃棄物 び設備	処理施設の構造	造及	
に関す		量		
る計画に係る事項	処理に伴 い生ずる 排ガス及 び排水	処理方法(排) の方法(排) の位置、排 等を含む。) る	K口 出先	
	きる排ガス 水質その他 荷に関する	達成することだの性状、放流だの生活環境へで数値 廃棄物処理施調	Kの の負	
	構造等に関			

(第2面)

△一般廃棄 物処理施 設の維持 管理に関 する計画	排ガスの性状、放 ついて周辺地域の 全のため達成する 値	D生活環境	の保		
に係る事 項	排ガスの性状及で の測定頻度に関す		水質		
	その他一般廃棄物持管理に関する事		の維		
処理に伴い5 の処分方法	生ずる一般廃棄物	区	分	自家処分	委託処分
	見施設の場合)	処分方	法		
滂 泥 等 (の処分方法	区	分	自家処分	委託処分
(し尿処理	(し尿処理施設の場合)				
△一般廃棄物 関する事項	勿の搬入及び搬出の 質	時間及び方			

N	1 23	-E-E-21	Tm /	1.** Ort 1	3- A10/							
法定代理人(届出者が法	I -		埋人	が個人で	める場合	î)	•					
第7条第5項第4号リ		氏		名			住			P.	<u></u>	
に規定する未成年者で												
ある場合)	Ш											
	G	法定代	理人	が法人で	ある場合	({						
		名		称			住			Ē	斤	
		法定的	く理グ	、である	表人の役	負						
		氏		名			住			Ē	<u></u>	
役員(届出者が法人であ	氏		名			住				所		
る場合)						1-11				 		
発行済株式総数の100分	1	行済和	朱式		株	出	資	の	容質			
の5以上の株式を有す	<u>න</u>	総数										
る株主又は出資の額の	民	名	又	ı	る株式							
100分の5以上の額に相	は		称	ı	資出が		住				所	İ
当する出資をしている	Ĺ		1,1	の金額								
者(届出者が法人である												
場合において、当該株主												
又は出資をしている者												
があるとき。)												

(第4面)

政令第 4条の7に規 定する使用人(届出者	氏 名	住所	
に当該使用人がある			
場合)			\dashv
			\dashv
			\neg
			Ц

備考1 ※欄は、記入しないこと。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (i) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面 図、断面図及が構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 Δ印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式に例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄及び「法定代理人である法人の役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

追加〔平成30年規則32号〕、一部改正〔令和元年規則27号〕

様式第2号の15の3 (第9条の6関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

兵庫県知事	样
ラヤ/44-2/ドハル・チャ	12K

届出者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話() — 番

一般廃棄	物処理施設の設置の場所				
一般廃	棄物処理施設の種類				
設置の) 届出の年月日		年	月	Ħ
	一般廃棄物処理施設にお いて処理する一般廃棄物 の種類				
変更の内容	一般廃棄物処理施設の処 理能力	変 更 m²/日(t/日(m²/時間 t/時間	後) 時間) 時間		変 更 前 m²/日()時間 t/日()時間 t/日()時間 t/時間
	△一般廃棄物処理施設の 位置、構造等の設置に関 する計画 △一般廃棄物処理施設の				
変 貝	維持管理に関する計画				
着 工	予定年月日		年	月	B
使用限	月始 予 定 年 月 日		年	月	日

- 備考1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
 - 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかに する平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ② 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - ③ 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくは ばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第	2号0	015の4	(第9条の	7 関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

様
,

届出者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話 () 一番

一般厚	至棄物処理施設	の名称				
一般廃	棄物処理施設の設	置の場所				
一般月	至棄物処理施設	の種類				
設 置	の届出の年	月日	年 月	日		
	△軽 微 な	変更				
	氏名又は名称及び住所 にあっては、その代表 変更 △ 省令第5条の4(第3	者の氏名の				
変更の内容	号に係る部分を除く。) 項の変更					
ri 4F	省令第5条の4第6号に係	系る事項				
	氏 名		住	所		
廃止若	しくは休止又は再	開の理由	(廃止・休止・再開の別)			
廃止若	しくは休止又は再開	の年月日		年	月	日

- 備考1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の 全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 2 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

A 4

一般廃棄物処理施設譲受け(借受け) 許可申請書

年 月 日

兵庫県知事	様								
	申請者	住所	(法人に	あって	は、:	主たる	事務所	の所在は	他)
		氏名	(法人に	あって	は、:	名称及7	び代表	者の氏ね	名)
			電話()		<u></u>		
譲受け又は借受けの相手	手方の氏名								
(法人にあっては、名称	が及び代表								
者の氏名)及び住所									
一般廃棄物処理施設の討	造置の場所								
一般廃棄物処理施設	まの種類								
許可の年月日及び許	中可番号		年	月	目	第		号	
※譲受け等の許可の)年月日			年	月	†	日		
※譲受け等の許	可番号								

法定代理人(申請者	(12)(10)(12)(10)(12)(10)(12)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10								
が法第7条第5項第 4号りに規定する未		氏		名		住		所	
成年者である場合)									
		(法定代理							
		名		称		 住		所	
		 法定代理	_ /	 であ	L る法人の	 D役員			
		氏	_	名		 住		 所	
 役員(申請者が法人	F	 f 名	Т		 住			<u></u> 所	
である場合)	1	<u> </u>	+		1± P/T				
			+						
			+						
			+						
			+						
			4						
			\downarrow						
			4						
			_						
			4						
	-	v.z=> -2-2-2					Γ		
発行済株式総数の 100分の5以上の株	Э О	ě行済株式 D総数			株	出資の額			
式を有する株主又は 出資の額の100分の	月記	5 名 又 ま 名 称		保有式の	する株 数又は の金額	住		所	
5以上の額に相当す		~ H 14.	+	貸出	(/)金額				
る出資をしている者 (申請者が法人であ									
る場合において、当									
該株主又は出資をし ている者があると			+						
き。)									

(第3面)

令第4条の7に規定 する使用人(申請者	氏	名	住	所
に当該使用人がある				
場合)				

備考1 ※欄は、記入しないこと。

- 2 「法定代理人」の欄から「令第4条の6に規定する使用人」の欄までの各欄につい ては、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例 により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ らに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の **支配力を有するものと認められる者を含む。** 追加〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成16年規則35号・23年21号・令和元年27号〕

様式第2号の17 (第10条	の2関係)									
(第1面)	合 併	(分	割)	認	可申	請書	÷			
								年	月	日
兵庫県知事	様		申	請者	主た	る事	務所の原	听在地		
					名	称				
					代表	 そ者のJ	氏名			
					電記	f. ()			番
一般廃棄物処理施設の	の設置の場所									
一般廃棄物処理加	施設の種類									
許可の年月日及び	び許可番号				年	月	日	第		号
合併後存続する法人 により設立される法人 より当該一般廃棄物が 継する法人の名称及び 代表者の氏名	人又は分割に 処理施設を承									
合併又は分割の方	法及び条件									
合併又は分割	りの理由									

年

月

日

合併又は分割の時期

年 月

番

日

号

可の

可

※認

※ 認

役員	氏	名	住		所	
発行済株式総数の	発行済 の総数	朱式	株	出資の額		
100分の5以上の株 式を有する株主又は 出資の額の100分の	氏名名	又称	保有する株 式の数又は 出資の金額	住		所
5以上の額に相当す る出資をしている者						
(当該株主又は出資						
をしている者がある 場合。)						

令第4条の7に規定 する使用人(申請者	氏	名	住		所
に当該使用人がある 場合)					
合併後存続する法人 若しくは合併により	氏	名	住		所
設立される法人又は分割により当該一般					
廃棄物処理施設を承 継する法人におい					
て、役員となる者					
合併後存続する法人 若しくは合併により	発行済材 の総数	朱式	株	出資の額	
設立される法人又は 分割により当該一般	氏は名	又称	保有する株 式の数又は 出資の金額	住	所
廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数					
の100分の5以上の株式を有する株主と					
なる者又は出資の額の100分の5以上の					
額に相当する出資を している者となる者					

氏 名	住	所
	氏 名	氏 名 住

備考1 ※欄は、記入しないこと。

- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 「役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「役員」の欄及び「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

追加〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成16年規則35号・23年21号〕

相	続	届	出	書
们日	砂G	畑	íЦì	目

	作日	杌	曲	Œί	首			
						年	月	日
兵庫県知事	様							
			届出者	住 所				
				氏 名				
				電話(番

被相続人との続柄						
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所					
一般廃棄物処理施設の設置の場所						
一般廃棄物処理施設の種類						
許可の年月日及び許可番号		年	月	目	第	뮺
相続の開始の日						

(裏面)

法定代理人(相続人 が法第7条第5項第		(法定代理人が個人である場合)					
4号リに規定する未 成年者である場合)		氏	名	住	所		
		(法定代理)	(が法	(人である場合)			
		名	称	住	所		
		法定代理。	人であ	る法人の役員			
		氏	名	住	所		
令第4条の7に規定 する使用人(相続人	P	5 名		住	所		
に当該使用人がある 場合)							

備考1 「法定代理人」の欄及び「令第4条の7に規定する使用人」の欄については、該当 する全ての者を記載することとし、記載しきれない場合は、この様式の例により作成 した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。 追加〔平成13年規則78号〕、一部改正〔平成16年規則35号・23年21号・令和元年27号〕

年 月 日

	申請者	住所	(法人にあって	ては、	主たる事務所の所在地)
		氏名			名称及び代表者の氏名)
					_
事業の	取り扱う産業廃棄物の種類				
の範囲	再生活用の場合にあって は、再生活用により得られ る有用物				
事務	所及び事業場の所在地				
再生	輸送 (再生活用) の目的				
再生輸送	再生輸送(再生活用)の用 に供する施設の種類、数量、 設置場所及び能力				
透 (再生 の方法	再生輸送(再生活用)の用 に供する施設の方式、構造 及び設備の概要				
	排出者の氏名、名称、所在 地及び契約金額				
取引	再生輸送業者の氏名、名称、 所在地及び契約金額				
関係	再生活用業者の氏名、名称、 所在地及び契約金額				
	再生活用により得られる有 用物の利用方法				
事美	業 開 始 予 定 年 月 日		年	月	日

事務所及び事業場の所

取り扱う産業廃棄物の

再生輸送 (再生活用)

在地

種類

の内容

再生利用個別指定変更指定申請書

年 月 日

兵庫県知事様

申請者	住所(法人にあっては	、主たる事務所の所在地)
		、名称及び代表者の氏名)
	電話 ()	
	電子メール	

指	定	年	月		∃	年 月 日
指	定		番	1	랑	
再生	生輸送又	は再	生活	用のタ	jij	
変	変取り扱う産業廃		変更	前		
更	棄物の種	類		変更	爰	
の内	再生活用の場合に あっては、再生活			変更	前	
容	用により 有用物	得られ	れる	変更征	发	
変	更	の	理	E I	Ħ	
変!	更に係る	再生	利用	の方言	去	
変	更に係	る]	取弓	関(系	
変	更 予	定	年	月	∃	年 月 日

一部改正〔令和3年規則10号〕

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

年 月 日

					氏名	(法人	にあってに	ま、名称及	び代表者	千の氏名)
						i()			
					電子	メール.				
指	定	年	月	日		年	月	日		
指	定	å	番	号						
再生	上輸送又	は再生	注活用 の	>別						
廃				止	□全部廃止 (期日) 年	月	(一部廃止 (理由)	()
	変 更	王 年	月	日		年	月	日		
届	変	更	事	項	変	更	前	変	更	後
出事項を			は 名 5 役員を							
変更	住			所						
す	事務所 在地	及び事	事業場の)所						
る 場	再 生	利用	の目	的						
合	再生	利用	の方	法						
	取	引	関	係						

一部改正〔令和3年規則10号〕

様式第6号の2 (第25条、第30条関係) 産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 処理業者欠格要件該当届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

	氏名	(法人に	あって	ては、	名称及び代表者	fの氏名))
届出者	住所	(法人に	あって	ては、	主たる事務所の)所在地))

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項又は第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該 当 す る 欠 格 要 件	
欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

A 4

追加〔令和元年規則27号〕

様式第7号(第26条、第31条関係) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理業休止届出書

年 月 日

					届出者		(法人にあ	っっては、	名称及	事務所の所在地)
許	可	年	月	日		年	月	目		
許	可		番	号						
休	止	の	期	間	年	月	日から	年	月	日まで
休	止	Ø	理	由						
	女正 [-	今和	3 年規則	110년	1					

様式第8号 (第34条の2関係) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等届出書

年 月 日

	届出者	住所	(法人	にあ	って	は、言	主たる	る事務	务所 の	の所で	生地)
		氏名	(法人	にあ	って	は、1	名称》	及び仕	代表す	皆の1	氏名)
		-		電話	f()					番
産業廃棄物処理施設の設置 の場所											
産業廃棄物処理施設の種類											
産業廃棄物処理施設におい て処理する産業廃棄物の種 類											
産業廃棄物処理施設に係る 許可の年月日及び許可番号		年	月	1	日	第	号				
産業廃棄物処理施設の処埋 能力	面積埋立容量	ik			t m³		間				
法第15条の2第4項の規定 により産業廃棄物処理施設 に係る法第15条第1項の許 可に付された条件											
産業廃棄物処理施設におい	種		類		処	理	量	の	見	込	み
て処理する一般廃棄物の種 類及びその種類ごとの処理 量の見込み											

産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者	住所	(法人にあ [、]	っては、	主たる事務所の	所在地)
	氏名	····································	っては、	名称及び代表者	·の氏名)
		電話()	 —	 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項又は第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

産	業廃	棄物	列処	理方	拖設	<u>.</u> ග	最富	置σ	場	所						
産	業	廃棄	物	処	理	施	設	Ø	種	類						
許	町	の年	月	日	及	び	許	町	番	뮥	年	月	甘	第	뮥	
該	*	ę i		る	欠		楁	要	Ē	件						
		要 件		該 ≜	当 寸	۶.	; (C	至	7	た						
欠	格要	件に	該当	当す	<u>ක</u>	こ至	' ' '	たな	丰月	日		年	月	日		

A 4

追加〔令和元年規則27号〕

最終処分場台帳閲覧請求書

年 月 日

Page 100	lez III	t Acres	refer	486
兵庫	EL IE	5. 5. 11	-335	A-12
1	-/	17114	-7-	197

	申請者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		電話 <u>(</u>) – 電子メール
最終処分場の所在地		
最終処分場の名称		
閲覧を請求する理由		

一部改正〔平成7年規則44号・令和3年10号〕

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

		申請者	住所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
			氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
				() – メール
事務	務所及び事業場の所在地			
事業の内容	取り扱う廃棄物の種類			
	再生により得られる有 用物の種類			
事業の	種類			
事業の用に供する施設	数量			
る施設の概要	構造及び設備の概要			
経理	里的基礎に関する資料			

一部改正〔令和3年規則10号〕

廃棄物の再生に係る事

業の内容

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

変更年月日

兵庫県知事様

			届出者	住所(泊	去人にあって	は、主た	る事務所の	の所在地)	
				氏名 (?	去人にあって	は、名称	及び代表	者の氏名)	
))				
登	録 年	月日		年	月	Ħ			
登	録 番	子 号							

前

変

更 後

変更

変更に係る事項

一部改正〔令和3年規則10号〕

廃棄物再生事業者登録事業場廃止 (休止、再開) 届出書

年 月 日

届出者	住所(法人にあっては、	主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては、	名称及び代表者の氏名)
	電話 () 電子メール	_

登	録	年	月		日			年		月		日
登	録		番		号							
事	業 場	の	所	在	地							
廃					止	(期日)	年		月		日	(理由)
休	此	の	共	月	間	(期間)	年年		月月		日か 日ま	
再					開	(期日)	年		月		日	(理由)

一部改正〔令和3年規則10号〕

兵庫県知事

符	正	処	埋	肔	設	事	政	庙	出	晋							
													年		月		日
様																	
Б	2 111	去	A	示	(34	: 1	1-1	.	71	+	ナた	スす	7.3公司	F (T)	能力	Hh \	

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番 特定処理施設の設置の場所

特定処理施設の種類

特定処理施設に係る許可の年

年 月 日 第 号 発 生 日 時 年 月 日() 時 分

故 処理していた廃棄物の状 事 故 の 内 容 及 び

生活環境保全上の支障

講じた措置の概要

況